

令和6年12月2日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

議会運営委員会
委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和6年第4回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 議員派遣について
(4) その他

- 2 調査の経過 12月2日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和6年第4回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり12月9日とし、会期は12月26日までの18日間とした。
審議予定については、別紙「令和6年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表」のとおりとした。
一般質問の取扱いについては、別紙「令和6年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は12月5日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。
付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和6年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧」のとおりとすることとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、議会関係例規の一部改正等について、事務局から説明を受け、これを了承した。
当委員会としての課題等の引継事項の検討については、今後行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和6年第4回魚沼市議会定例会について

(2) 閉会中の所管事務調査について

(3) 議員派遣について

(4) その他

2 日 時 令和6年12月2日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、本田 篤
(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、椛澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。私のほうから一言挨拶をさせていただきます。昨日、魚沼市長選挙におかれまして、内田幹夫候補が無投票ではありますけれども当選いたしました。当選おめでとうございます。議会運営委員会の立場といたしましては、また引き続きというような話になりますけれども、魚沼市政のために今後も御尽力いただきたいと思っております。市長のほうから一言お願いします。

内田市長 改めて、皆様おはようございます。今ほど委員長のほうから話をさせていただきましたけれども、昨日この度の任期満了に伴う市長選挙において、無投票という形ではありましたが、再選をさせていただきました。また4年間市政を担う立場になったわけでありまして、しっかりと緊張感をもって市民のために、魚沼市のために頑張っていきたいというふうに思います。また、課題はたくさんありますけれども、議会の皆様から御指導いただいたり、連携を取らせていただいたりしながら、しっかりと一つ一つ課題に取り組んでいきたいというふうに思います。4年間のペース配分を考えずに、一つ一つ全力投球してまいりたいと思っておりますので、皆様から御指導、御協力をよろしくお願いいたします。報告と御礼にさせていただきます。大変ありがとうございました。

本田委員長　それでは、これより議事に入ります。次第に沿って行います。

(1) 令和6年第4回魚沼市議会定例会について

本田委員長　日程第1、令和6年第4回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長　招集期日につきましては、12月9日でお願いしたいと思います。

本田委員長　ただいま説明のあった招集期日について、御異議ございませんでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、招集期日については説明のとおり12月9日と決定いたしました。

(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和6年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」により説明)

本田委員長　ただいまの説明について、質疑はございませんか。(なし) なければ、これで質疑を終わりにします。お諮りします。会期については、12月9日から12月26日までの18日間とし、会議予定は令和6年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることに、御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。会期は12月9日から12月26日までの18日間とし、会議予定は別紙「令和6年第4回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」のとおりとすることに決定いたしました。

次に、(3) 一般質問について、議会事務局長に説明させます。

坂大議会事務局長　(資料「令和6年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

本田委員長　ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし) なければ、これで質疑を終わりにします。お諮りします。一般質問については、別紙「令和6年第4回(12月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」のとおり実施することに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締切り期限は、12月5日木曜日正午となります。

次に、(4) 付議事件について、執行部から説明を願います。

内田市長　付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりお願いしたいと思います。詳細につきましては、総務政策部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

桑原総務政策部長　それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次御説明申し上げます。

まず、事件番号1番「令和6年度魚沼市一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

当該補正予算の概要でございますが、現在算定中のため、変動要素を含んでおりますことをご了承いただきたいと思います。主なものといたしましては、職員の人事異動及び人勧に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整をはじめ、会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額を追加するほか、ふるさと寄附金の増額に合わせて返礼品等関連経費を追加することとしてございます。

また、魚沼ケーブルテレビの解約に係る移行支援金の不足見込分の追加や戸籍の振り仮

名追加表記に係るシステム改修費を計上するほか、乗合タクシーの運行費補助金の追加を予定してございます。

また、新ごみ処理施設の整備に関連しまして、生活環境影響調査費を計上することとしております。このほか、住民税非課税世帯に対する灯油代の助成を計上するほか、実績見込みによります障害福祉サービス給付費の増額、診療所の事業継承に係る支援金の追加、予防接種事業に係る国県支出金の返納金の追加、農地の集積・集約化に対する協力金等の増額、市道補修費の追加、また大雨による市道災害復旧費の計上、それとにぎわい館の整備事業に係る工事費の計上、小中学校統合型校務システム導入費の計上などを予定してございます。

このほかに、昨今の食材費高騰に伴います中学校給食賄材料費の不足見込分を追加するとともに、谷内遺跡の発掘調査業務委託料の追加、児童手当の制度内容改正に伴う増額などを予定しておりまして、これら一連の追加、組替えとともに、財源の調整・変更を含めた内容を第4号補正予算としてお願いしたいものでございます。

加えまして、歳入歳出予算の補正以外に、湯之谷デイサービスセンター冷暖房熱源工事及びにぎわい館整備事業についての令和7年度までの継続費と、新ごみ処理施設整備に係る生活環境影響調査事業について令和8年度までの継続費をそれぞれ追加設定をお願いしたいということ、また住民健診の受診票作成業務、小中学校統合型校務システム導入費、小中学校児童生徒用端末機入替に係るリース料、生涯学習センター整備に係るパンフレット印刷、移転配架業務、オープニングイベント業務について債務負担行為を新たに設定する内容を計上させていただくこととしております。なお、補正額につきましては、現在算定中ではありますが、以上のほか事業の追加・組替えとともに、先ほど申し上げたように財源の調整・変更を含めた内容を予定しておりまして、およそ歳入歳出それぞれ13億円ほどの増額補正を現時点において見積もっております。なお、繰り返しますが、変動要素を含んでおりますので、今後変更する可能性があることをご了承いただきますようよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、事件番号2番「令和6年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」につきましては、事業勘定会計分におきまして、前年度繰越金の確定に伴う一般会計繰入金及び基金繰入金の減額に加えて、職員の人事異動、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを第3号補正予算として、歳入歳出それぞれ1,030万円ほどの増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号3番「令和6年度魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)」につきましては、介護報酬改定に伴う通所型介護予防サービス事業負担金の追加並びに職員の人事異動、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを予定してございます。

加えて、過年度事業において非課税とすべき業務委託契約を課税対象として取り扱ったことによる返納金の追加などを第2号補正予算として、歳入歳出それぞれ920万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号4番「令和6年度魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、職員の人事異動、人勸に基づく給与改定による職員給与費等の増減

調整に伴う不足見込額を追加する内容で、第1号補正予算として、歳入歳出それぞれ220万円の増額補正をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号5番「令和6年度魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）」につきましても、主なものとして、職員の人事異動、人勤に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを合わせて、収益的収入及び支出でそれぞれ160万円の増額補正をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号6番「令和6年度魚沼市ガス事業会計補正予算（第1号）」につきましても、主なものとして、職員の人事異動、人勤に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを合わせて、収益的支出で1,100万円を追加する一方、建設改良費から2,410万円を減額するとともに継続費を廃止する内容で資本的支出を補正する内容としております。

続きまして、事件番号7番「令和6年度魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）」につきましても、主なものとして、職員の人事異動、人勤に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを合わせて、収益的支出において上水道事業のほうで400万円、簡易水道事業のほうで210万円をそれぞれ減額する一方で、資本的支出において上水道事業で120万円、簡易水道事業で50万円をそれぞれ増額したいとするものでございます。

続きまして、事件番号8番「令和6年度魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましても、これも同様となりますが、主なものとして、職員の人事異動、人勤に基づく給与改定による職員給与費等の増減調整並びに会計年度任用職員の給与改定に伴う不足見込額の追加などを合わせて、収益的支出において370万円、資本的支出において320万円をそれぞれ追加したいとするものでございます。

続きまして、事件番号9番「魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましては、新潟県の特別職の期末手当の支給月数の改定に準じることとして、議員の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

続きまして、事件番号10番「魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましても、新潟県の特別職の職員の給与改定に準じることとして、特別職の期末手当の支給月数の改定を行うものでございます。

続きまして、事件番号11番「魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましては、一般職職員の給与について、新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号12番「魚沼市職員の寒冷地手当に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましても、新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号13番「魚沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましては、一般職の任期付職員の給与について、こちらも新潟県人事委員会勧告に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 14 番「魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」であります。本案につきましては、会計年度任用職員の給与について、事件番号 11 番の一般職職員の給与改定に準拠した改定を行うため、所要の改正を行うものとしております。

続きまして、事件番号 15 番「魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の一部改正について」であります。本案につきましては、翌年度以降にわたり契約をしなければ物品の借入れ又は役務の提供ができなくなり、事務の取扱に支障を来すとされる契約について、地方自治法第 234 条の 3 及び同施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、条例に定めたものを「長期継続契約」として会計年度独立の原則の例外を認めておりますが、当該契約の対象業務の内容が追加されたこと等により、その取扱範囲を拡大する内容で改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 16 番「魚沼市税条例の一部改正について」であります。本案につきましては、個人市民税の普通徴収の納期及び固定資産税の納期を現行の 8 期から 4 期に変更すること並びに地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 17 番「魚沼市ふるさと回帰育英基金条例の一部改正について」であります。篤志家からの御寄附を原資として人財の育成を目的に実施している「ふるさと回帰育英奨学金」事業の実施に当たりまして、対象者の本市への U ターン促進がより一層図られるように、効果が期待できる制度内容とするため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 18 番「魚沼市保育園条例の一部改正について」であります。本案につきましては、「魚沼市ひがし保育園」が今年度末をもって閉園することに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 19 番「魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の一部改正について」であります。事件番号 17 番と同様に、篤志家からの御寄附を原資として人財の育成を目的に実施しております「ふるさと回帰育英奨学金」事業でございますが、先ほど説明させていただきましたように、対象者の本市への U ターン促進がより一層図られるように、効果が期待できる制度内容とするために所要の改正を行わせていただきたいと思いますのでございます。

続きまして、事件番号 20 番「魚沼市生涯学習センター条例の制定について」につきましては、旧小出庁舎跡地に建設を進めております「魚沼市生涯学習センター」が来春に開館することに伴いまして、新たに施設の設置及び管理等について規定させていただくものでございます。

続きまして、事件番号 21 番「魚沼市図書館条例の一部改正について」であります。本案につきましては、今ほど申し上げた「魚沼市生涯学習センター」の設置に併せまして、市立図書館の名称及び位置につきまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、事件番号 22 番「魚沼市市民会館条例の一部改正について」であります。本案につきましては、旧堀之内庁舎及び旧広神庁舎を市民会館として位置付けて追加するために所要の改正を行うものであります。

続きまして、事件番号 23 番「魚沼市歴史資料館条例の制定について」であります。旧広神庁舎内に整備を進めております「魚沼市歴史資料館」が今年度末に開館することに伴

いまして、新たに施設の設置及び管理等について規定させていただくものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

続きまして、事件番号 24 番「財産の取得について」であります。本案につきましては、魚沼市生涯学習センターに配置をすることとしております。什器、備品の購入に際しまして、予定価格が 2,000 万円以上となることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める事案に該当するため、提案させていただくものでございます。

続きまして、事件番号 25 番から事件番号 31 番までの 7 件につきましては、指定管理者制度を導入している、あるいは今後導入することとしております。公の施設におきまして、その管理を行わせる指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会議決をお願いするものでございます。

なお、事件番号 25 番については、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間、魚沼市守門高齢者センターの指定管理者を指定するに当たって議決をお願いしたいとするものであります。

次の、事件番号 26 番については国民健康保険魚沼市立小出病院、事件番号 27 番につきましては魚沼市国民健康保険堀之内医療センター、事件番号 28 番については魚沼市国民健康保険守門診療所、事件番号 29 番については魚沼市国民健康保険入広瀬診療所、以上それぞれの指定管理者を指定するに当たって、議決をお願いしたいとするものでございます。

また、事件番号 30 番につきましては福山峠緑のふるさと広場の指定管理者、事件番号 31 番については寿和温泉の指定管理者を、それぞれ指定するに当たって、議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号 32 番「訴えの提起について」であります。本案につきましては、下島地内に市が貸し付けた土地におきまして、借受者が死亡し、また相続人もいない状態で居宅及び工作物が残置されていることから、当該建物等の収去をもって市有地の適正管理及び処分を進める上で、当該土地の明渡しに向けた訴えを提起するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会議決をお願いしたいとするものでございます。

続きまして、事件番号 33 番及び事件番号 34 番「字の変更について」であります。いずれも新潟県が事業主体となって実施しております土地改良事業において、今回換地処分を行うに当たり「字の変更・廃止」が生じることから、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会議決をお願いしたいとするものでございます。このうち、事件番号 33 番につきましては「堀之内の大和沢地区」、事件番号 34 番につきましては「和田・横瀬地区」に係るものでございます。

なお、そのほかの予定議案といたしまして、2 件追加でお願いしたい事件がございます。その次のページを御覧いただきたいと思います。中断の「(追加予定)」とある市長の提出事件の表を御覧いただきたいと思います。事件番号 1 番については、任期満了に伴う「副市長の選任」に係る議会議案を、最終日に追加して提案させていただきたいとするものでございます。

加えまして、当日までに調整が整う場合ですが、事件番号 2 番にあります「令和 6 年度一般会計補正予算(第 5 号)」につきましても、最終日に追加して提案させていただきたいとするものでございます。なお、内容につきましては、国の補正予算に伴いまして、追加で実施する事業に係るものなどについて予算計上するものでございますが、現時点でいま

だ国のほうからの詳細の内容が届いておりませんので、こちらの通知が来た時点で整理をさせていただきたいと考えております。このため、現時点では「予定」とさせていただきたいとするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

本田委員長　説明が終わりました。ただいま説明のあった付議事件について質疑を行います。質疑はございますでしょうか。(なし) これで質疑を終わりにします。市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、市長提出事件については受けることに決定しました。

次に、議長受付・提出事件について説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和6年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」により説明)

本田委員長　ただいまの議長受付・提出事件について質疑はございますか。(なし) これで質疑を終わりにします。議長受付・提出事件については、これを受けることにしたいと思っております。御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、議長受付・提出事件についてはこれを受けることに決定しました。

次に、(5)付議事件の取扱いについて審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　(資料「令和6年第4回魚沼市議会定例会付議事件一覧(案)」の取扱(案)について説明)

本田委員長　ただいまの説明につきまして、質疑を行います。質疑はございますでしょうか。

佐藤(肇)委員　2ページ目の生涯学習センターの什器等の購入について、提案・即決というお話がありましたけど、これについては既に福祉文教委員会等で調査がされておるのかということの確認です。内容については結構です。

星野委員　先日、委員会のほうで報告を受けました。

本田委員長　ほかにございせんでしょうか。(なし) それでは、私のほうから2点ほど話をさせていただきます。2ページ目の一番下になりますけれども、今ほど説明がございました、魚沼市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙につきまして、選挙の方法についてお諮りします。地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思っております。前回も同じ方法でやったということでございます。本会議当日、名簿をスマートディスプレイに掲載させていただきます。これについて御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認め、本選挙については、そのように決定いたしました。

もう1件ございます。北朝鮮の件でございます。議長受付事件の追加予定、北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、新潟県市議会議長会の要請によるものであり、また本市議会としても昨年度提出していることから、議会運営委員会の委員長の発議として、今回も本会議最終日に提出することとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認め、本意見書については、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、付議事件の取扱いについては、ただいま局長から説明のあったとおりに取り扱うこととしてよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、付議事件の取扱いについては、「取扱(案)」のとおり決定いたしました。

次に、ウ、急施事件の取扱いについて議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　　急施事件の取扱いにつきましては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については議長と委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとさせていただきたいものであります。以上です。

本田委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終わりにします。急施事件の取扱いについては、定例会開会日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取扱いを決定することとよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。

(6) その他について、御審議願います。皆様から何かございませんか。(なし) なければこれで終わります。

(2) 閉会中の所管事務調査について

本田委員長　　日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長宛てに申し出たいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認め、閉会中の所管事務調査については、議長宛て申出を行うことに決定いたしました。

(3) 議員派遣について

本田委員長　　日程第3、議員派遣についてを議題といたします。議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　　先ほども少し触れましたが、1月5日、消防出初め式について、正副議長、正副3常任委員長から出席していただく1件を予定しております。また、最終日まで追加があった場合には、追加させていただきたく予定であります。以上です。

本田委員長　　この件につきまして、質疑はございますか。(なし) これで質疑を終わりにします。議員派遣については、ただいま説明のあったとおりとすることとよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定しました。

この後の日程は、主に議会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければこれで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。御異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はございますでしょうか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対して何かございますか。(なし) これで執行部からは退席をいただきます。(執行部退席)

(4) その他

本田委員長　　日程第4、その他を議題といたします。(1) 議会関係例規の一部改正等について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長　　それでは2点、御説明、御報告をさせていただきます。

1点目ですが、魚沼市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、であります。刑法で刑罰として規定されている「禁錮」及び「懲役」の文言が「拘禁刑」に改正されたことから、本条例で使用するこれらの文言を改めるものであります。改正後の刑法等の施行日が令和7年6月1日に決まったことから、条例の施行日も同日とするものであります。改正に当たっては、刑罰に関する規定であり、新潟地方検察庁との協議を経る必要があることから、現在検察庁と協議を進めております。議会への改正案の提出は、2月定例会を予定しております。

2点目であります。魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。本件は、会派代表者会議等で、9月9日でありましたが、執行部のほうから説明がありました、市役所の文書における「押印廃止」に伴う改正についてであります。これまで、公金の支払に当たって請求書に請求者の押印を必要としていましたが、手続の簡素化の観点からそれを不要とするもので、政務活動費の交付請求書の様式からマル印の記載を削るものであります。また、内部文書である交付決定通知に押印する市長印を不要とさせていただきたいものであります。押印廃止については、現在企画政策課の方で全体を調整しており、その動向によって本改正案も変更になる場合がありますが、途中経過を報告させていただきたいと思っております。これらは、令和7年4月から実施する予定としておりますが、規則であるため議会議決を要せず、事務局において改正の手続を進めさせていただきたいものであります。

簡単であります、説明は以上であります。

本田委員長　　今ほど説明がございましたが、皆様のほうから質疑はございませんでしょうか。

(なし) これで質疑を終わりにします。本件については、ただいま説明のあったとおりとすることよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、(2) その他について、皆様のほうから協議事項等はございますでしょうか。(なし) それでは、私のほうから1点ございます。議会運営委員会として、課題等の引継事項をしなければならぬと思っております。今日いきなり皆さんに振らないで、次回にしようと思っておりますがよろしいでしょうか。(異議なし) この件については、今後皆さんで話をさせていただきたいと思っております。

本日の会議録につきましては、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれにて閉会いたします。

閉　　会 (10:47)

議会運営委員会

委員長 本田　　篤